

自治会費集金についてお願い

- 集金月は 5月の第4土曜日です。午前10時～11時30分)

5月の集金日には、総会の委任状もお持ちください

7月・10月・1月の集金は、事務室があいている日にお持ちください。

- 令和8年度の会費

一般会員は (月300円×3ヶ月) …… 900円
(月300円×6ヶ月) …… 1,800円
(月300円×12ヶ月) …… 3,600円

賛助会員(賛)は(月500円×3ヶ月) …… 1,500円
(月500円×6ヶ月) …… 3,000円
(月500円×12ヶ月) …… 6,000円

新規に自治会に入った方は入会金として…… 300円

集金してください

- 3ヶ月以上集金の方がいらしたら、お手数でも班長さんまたは地区長さんが管理してください。(班全員が6ヶ月・1年の集金は一括納入することができます)
- 新規の方については 自治会入会届に記入してもらってください。
集金台帳の最後の方の次に 新しい方の名前を書き入れて集金してください。
- 脱会した方については、自治会退会届に記入してもらってください。
集金台帳の名前を消さず、集金日の欄に(○月脱会)と記入してください。

★ 全体会議(本部役員・地区長)

毎月第2土曜日10時より自治会館で開催します。

ただし6月は親睦会、1月は新年会を兼ねる為時間等後日お知らせいたします

9月・12月はお休みです。

変更があるときはご連絡いたします。

★ 地区に出産・葬儀があった場合は事務局に連絡して、規定のお祝い金・弔慰金を
受け取りお渡してください。

出産祝(第1子・第2子以降とも一律5,000円)

弔慰金(世帯主5,000円 家族3,000円)

★ 地区運営費

地区運営の費用として、班または地区ごとでお使ください。

(例 会合等を開いた場合のお茶菓子・ゴミステーションのネット代等)

年間1世帯300円以内で領収証をもって事務局に請求してください。

期間は4月から翌年3月までとします。(年間1回の請求です)

★ ゴミステーションの収集の後は、きれいに掃除をしてください。

掃除道具は各班で買った後、領収証をもって事務局に請求してください。

(今年度は、役所から頂いたゴミネット・ホウキ・ちりとりがあります。

必要な地区は事務局まで申し出て下さい。)

★ 防犯灯新設または防犯灯がつかない時は、事務局に連絡してください。

防犯灯の設置場所(○丁目○○番地○○宅のそば)

〃 の電柱NO(例・長新○○○・仲東○○○・名鉄○○○)

★ 事務局は 火・木・土の午前9時30分より午後3時(土曜日は正午)迄です。

(正午より1時まで昼休みとなります)